

令和5年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和5年9月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年9月21日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建 設 課 長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君
会 計 管 理 者	藤永尊生君	教 育 次 長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第65号 令和5年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第66号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第67号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 日程第6 発議第6号 佐々町政治倫理条例の一部改正について

日程第7	発議第7号	議員の派遣について
日程第8	請願第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願書
追加日程第1	意見書第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。本日は、令和5年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。本日の出席議員は全員出席です。これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の署名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、川副剛君、3番、横田博茂君を指名します。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第65号 令和5年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第65号 令和5年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それではめくっていただきまして、まず2ページを御覧いただきたいと思います。

収益的収支の支出になります。総係費でございますけれども、総額で、減額の914万9,000円の補正を計上させていただいております。中身につきましては、こちら記載のとおり、人件費の減額ということでございまして、4月1日の人事異動によりまして、事務の課長補佐級職員

が1名減ということになっておりますので、その分の人件費の減額をさせていただいているところです。ただし、この減りました職員の分につきましては、職員みんなでカバーする必要がありますので、時間外勤務手当につきましては、減額はしておりません。

続きまして、次のページ、3ページを御覧ください。

資本的収支の収入でございます。他会計負担金としまして、消火栓の設置負担金、それから消火栓の撤去負担金、これを71万円と7万円それぞれ計上させていただいておりますが、これは、きのう一般会計のほうで総務課のほうから御説明がありましたとおり、消火栓の設置と撤去を行うということでの一般会計からの負担金でございます。

それから支出のほうにまいりまして、機械購入費でございますけれども、これにつきましては、浄水場内の中央向けの送水ポンプ3台ございますけれども、このうち1台が故障をいたしまして、保有しておりました予備品と交換をしております。その交換をした結果で、予備品、いつまた故障が生じるか分かりませんので、予備品を保有しているわけですが、予備品がなくなりましたので、新たに予備品1台を購入するための費用として、467万5,000円を計上させていただいております。

戻っていただきまして、1ページですけれども、今の送水ポンプ、それから人件費のところの通勤手当、これも課税でございますので、そちらの減額を差引きいたしまして、消費税の還付金として42万1,000円を計上させていただいているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけですが、浄水場内の送水ポンプが故障をして予備機を投入し、その予備機の補充ということでの計上と、内容は理解できたのですが、故障分について、内容を少し説明していただけますか。

要するに、いわゆる故障ということで、修繕が不可能なのか、それから、要するに機材そのものが耐用年数を超えているものだったのか、そういったところについての説明をいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

故障いたしました送水ポンプでございますけれども、送水ポンプそのものの、まず耐用年数は15年とされております。その耐用年数を過ぎたから使えないということではございませんけれども、この故障したポンプにつきましては、平成9年度に設置したものであるということでございまして、26年経過をしておいたポンプということでございます。

故障した内容ですけれども、恐らくモーターコイル本体であろうというところは分かっております。ただ、もうほぼほぼ内容的に老朽化が激しいということでございますので、修繕はもう不可能ということで交換をしております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。いいですか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

1点、確認させてください。令和4年度に、新規採用で11人の増員があったということでは存じているんですけども、まして、その後、早期退職が3名ほどあったということで、今回補正が、先ほど課長の説明で人件費1名減と。企業会計に結局、予定をしていなかった早期退職もあったというのは存じ上げているんですけども、そこの人員減のし寄せを、企業会計になされているという今回の補正ではないかなと思います。果たして大丈夫なのかと。大丈夫な、優秀な職員を配置されているということは推察できますが、人材育成ということも考えると、やはり水道事業会計、技術と事務というふうに分かれた際に、やっぱり個人の過度の負担になってはいけないという部分もありますので、そこら辺をどのように考えられているのか。執行のほうにお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳なく思っています。途中で中途の退職者が出た関係上、そういうことで、今1名減ということで少ないわけでございますけど、町としましては、今度新規職員、雇用するに当たりまして、そこに充てるような方策を考えていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すぐには増員できないけども、元に戻す意向であるというのは確認できました。行政事務の中でも、やはり企業会計の事務というのは非常に複雑で、私も元職ですけども、一般会計の事務とは異なり、非常に苦慮される部分があると推察しております。

できるだけ早い時期に、個人の過度の負担にならないように、充足していただくように求めて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すぐって言われましたんで。

議 長（淡田 邦夫 君）

分かりました。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第65号 令和5年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第66号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第66号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題と
します。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1ページを御覧ください。

まず、収益的収支の支出のほうになります。こちら今回の補正は、全て人件費の減額補正と
なっております。こちら4月1日の人事異動によりまして、事務のほうの係長が配置されて
おりましたが、これが主事になっておりますので、その差分の減額ということになっており
ます。

通勤手当につきましては、居住地の関係で増額となっております。こちら先ほどの上水道
と同じように、同じ理由によりまして、時間外勤務手当については減額しておりません。

収入のほうですけれども、通勤手当が課税となりますので、その分の消費税の還付金を3,000
円計上しております。それ以外につきましては、支出で減額になった分につきましては、一般会
計からの繰入金を減額させていただいております。これ丸々、基準外繰入の分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩といたします。

（10時18分 休憩）

（10時44分 再開）

— 日程第4 議案第67号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第67号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第67号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第1号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり
適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号に対する議会の意見は適任とすることに決定
いたしました。

— 日程第6 発議第6号 佐々町政治倫理条例の一部改正について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、発議第6号 佐々町政治倫理条例の一部改正についてを議題とします。
議会事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第6号 朗読）

次のページをお願いします。

佐々町政治倫理条例の一部を改正する条例。

佐々町政治倫理条例（平成15年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正は、提案理由にもありますように、地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が公布されたことに伴うものです。いわゆる地方議員の兼業禁止規定を緩和するもので、主な部分として、議員個人が、当該地方公共団体から業務を請け負う場合、一会計年度の取引額の合計が300万円を超えなければ、兼業禁止規定に抵触しないというものです。

裏面になりますが、左側、改正後の欄の第15条、ただし書き以降の部分になります。

そのほかの改正は、今回の調査研究をする中で、見直しを行ったもので、主な部分として、前のページに戻りますけれども、第5条の資産報告書、流動性のある普通預金については報告から除くとするものです。

それから、裏面になりますが、第9条、調査請求権で、町民だけではなく、議員も請求することができるとし、かつ請求に必要な人数の規定を定めるものです。

また、第15条、前半部分ですが、町の公共事業の契約に関して、議員の二親等以内又は同居の親族に関する部分の規制を除くとするものです。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条ただし書きの規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

条例をつくるに当たりまして、執行部との協議の中で、遡及4月からということだったので、証明書の発行が必要になってくるんじゃないかと思うんです、請負契約などの。そこら辺の整備についての、それは協議なさってでき上がっているのかどうかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（10時52分 休憩）

（10時55分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の件に関しましては、協議を行っておりませんので、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。
暫時休憩します。

（10時56分 休憩）

（10時58分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。発議第6号 佐々町政治倫理条例の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 発議第7号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、発議第7号 議員の派遣についてを議題とします。
議会事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第7号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

発議第7号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第8 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願書 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（請願第1号 朗読）

次のページに意見書案を付けていますので御確認をお願いします。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。請願第1号については、佐々町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員から発言がありましたら許可をします。

6番。

6番（阿部 豊 君）

朗読あったとおりですけれども、ポイントとしましては、これまでの皆さんの御同意をいただき、2021年度の法改正が結びついたのではないかと、本町も意見書を出しておる次第です。本議会も出させていただいて、小学校の学級編成基準が、段階的に35人になったという次第でございます。これをさらに広げていきたいという趣旨のもと、また、聞くところによると、独自財源で人的措置等を行っている、長崎県もしかりですけれども、その段階措置も先んじて行っていたという状況も聞き及んでおります。

全国的に見て、自治体間の教育格差が生じることが大きな問題であると。これはもともと三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことが起因しているというふうにも考えます。

皆様のさらなる御同意をお願いして、私からの紹介とさせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願を採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願を採択することに決定いたしました。

議会運営委員会を開催するためしばらく休憩といたします。

（11時09分 休憩）

（11時18分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に追加案件が1件あっております。

議会運営委員会を開催し、協議していただきました。案件の内容は、阿部豊君から、意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてです。

皆さんにお諮りします。1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、阿部豊君から意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1とし、以上の1件を議題とすることに決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩といたします。

（11時19分 休憩）

（11時20分 再開）

— 追加日程第1 意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（意見書第1号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

提出者から意見がありましたら許可します。

6番。

6番（阿部 豊 君）

先ほどお話ししたとおりでございます。これまでの意見書の同意をいただきながら、そういった活動が法改正にもつながったというふうに認識しております。皆様の御同意を心よりよろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

質疑というか、要請項目については、基本的に異論はないのですけれども、全文の中に、真ん中のあたりに、「萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。」というくだりがあります。これについては、私は削除してほしいという提案であります。

だから、意見書の案文については、若干留保をお願いしたいという意見です。取扱いよろしくをお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（11時27分 休憩）

（11時28分 再開）

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番。

6番（阿部 豊 君）

おっしゃられる意味合いは分かります。個人名というか、元職の大臣名を削除しても文言的には変わらないと思いますので、削除には応じたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

削除されてよかったなと思います。先ほど可決した請願については、この文言が萩生田前文科大臣で通ったのに、今回の意見書は元文科大臣とどう変わったのかなと質問しようと思いましたが、削除のほうでなったので、そこについて質問しようと思ったんですけども、そういうことで結構でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ありがとうございます。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、可決することに決定いたしました。

したがって、意見書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、可決いたしました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れ様でした。

（11時30分 散会）